

図面リスト

No	名 称	縮 尺
M-00	図面リスト	NO SCALE
M-01	案内図・配置図	1/800
M-02	特記仕様書(1)	NO SCALE
M-03	特記仕様書(2)・凡例	NO SCALE
M-04	器具表・機器表	NO SCALE
M-05	系統図	NO SCALE
M-06	1階平面図	1/300
M-07	2階平面図	1/300
M-08	3階平面図	1/300
M-09	既存・改修1階便所平面詳細図	1/50
M-10	既存・改修2階便所平面詳細図	1/50
M-11	既存・改修3階便所平面詳細図	1/50
M-12	工事区分表	NO SCALE

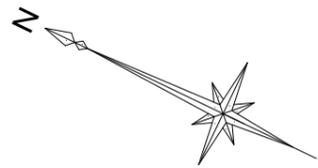
教育部 教育総室 教育施設課

承認	設計	担当	

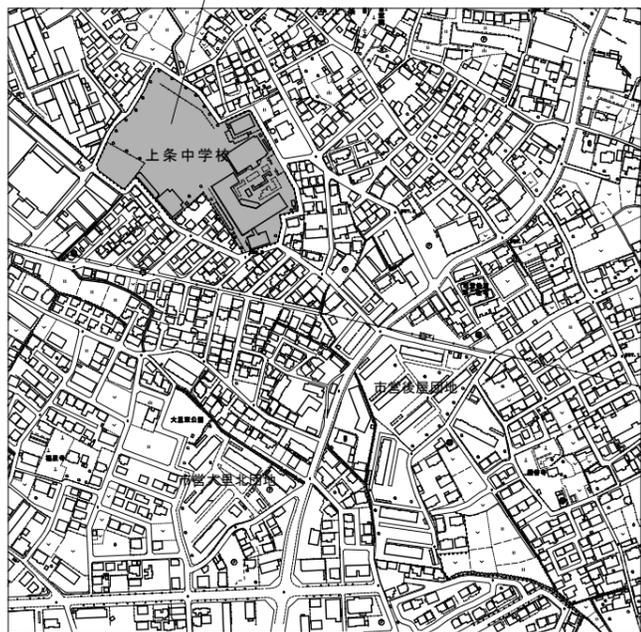
縮 尺
NO SCALE
設計年月日

工事名称 上条中学校校舎リニューアルⅡ期(機械設備)工事
 図面名称 図面リスト

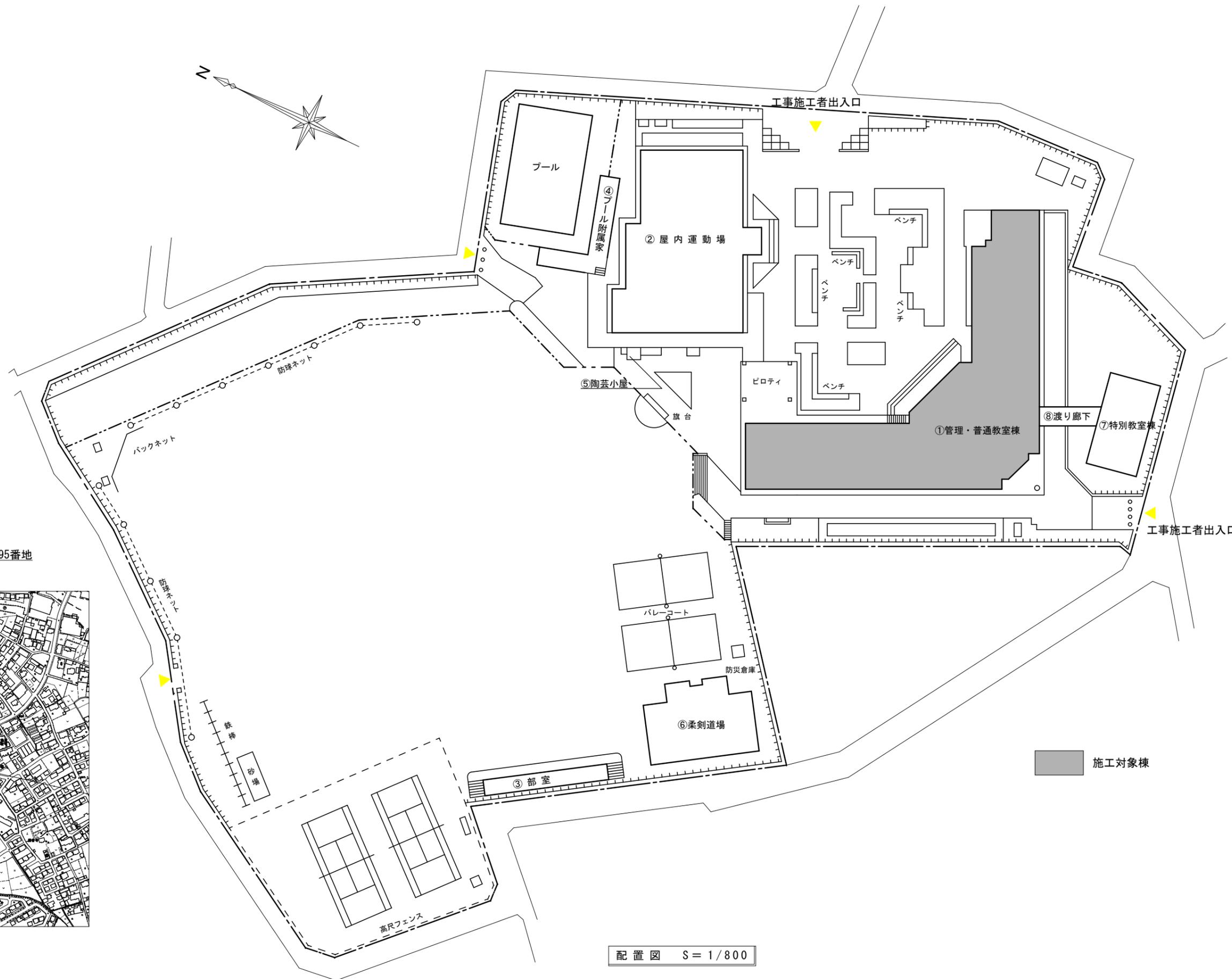
M-00
No.



工事場所：甲府市古上条町95番地



案内図 S = free



配置図 S = 1/800

教育部 教育総室 教育施設課

承認	設計	担当

縮尺	1/800
設計年月日	

工事名称	上条中学校校舎トイレリニューアルⅡ期(機械設備)工事
図面名称	案内図・配置図

M-01
No.

<p>A 建築概要</p>	<p>1 工事名称 上条中学校校舎トイレリニューアルⅡ期（機械設備）工事 2 工事場所 甲府市古上条町95番地 3 構造 地上3階建 鉄筋コンクリート造</p>	<p>F 特記事項</p>																					
<p>B 工事項目</p>	<p>機械設備工事 1 衛生器具設備工事 3 排水設備工事 5 撤去工事 2 給水設備工事 4 換気設備工事</p>		<p>3) 請負者が(1)の報告等を怠った場合は、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うこととする。 2 下請け施工体系図の作成及び提出 「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。 また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。 なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。 3 技能士の活用を積極的に図ること。下請負届に技能士の氏名・資格証明を添付すること。 4 建設機械は低騒音型かつ排ガス対策型建設機械を使用すること。 5 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき「甲府市グリーン購入法調達方針」により定められた次の資材については同法の判断基準を満たすものの採用に努め、建設機械については原則使用とする。また、採用が困難な場合は理由書を添付して報告すること。 6 受注者は、工事期間中近隣住民に迷惑を掛けてはならない。また、重車高等使用による道路の破損、公害防止条例による違反、及び火災の原因になるような事項に対しては、事前に対策を講じること。 7 敷地内外の工作物等には十分注意すること。 万一破損した場合は、受注者の負担で原状復旧すること。 8 工事施工に必要な官公庁その他への手続きは、受注者の負担において遅滞なく行うこと。 9 仮設物を設置するときは、各請負業者と打合せのうえ、地域住民に支障なく安全な場所に設置すること。 10 仮設に使用する電気・水道等の料金については、受注者の負担とする。 11 製作又は施工上必要な図面（施工図・製作図等）は、請負者において作成し、承諾を受けること。 12 工事の進捗につれて隠れる部分及び監督員の指示する場所については、その都度工事の進捗状況をカラー写真で撮影すること。 13 工事完成後、完成図書を受注者の負担で作成し、速やかに提出すること。 14 躯体の真通部分は完全に穴埋めを行うこと。 15 防火区画貫通部を施工する際は、所轄の消防署と施工方法を協議した上で、施工を行うこと。 16 給排水設備工事は甲府市上下水道局の指導を受けること。 17 工事完成前に使用する洗浄水・テスト用水等の水道料金は受注者の負担とする。 18 給水管の異種管の接続は、絶縁を設けること。 19 給水配管、及び排水配管は、公共建築工事標準仕様書に基づいた試験を行い、報告書を提出すること。 20 工事着手に際しては、別途工事（建築・電気工事）と調整を図り学校側の運営に影響が出ないように施工を行うこと。 21 はつり作業は、既存配管等に十分注意すること。万一破損した場合は、受注者の負担で原状復旧すること。 22 配管等の耐震施工は、国土交通省施工指針等により実施すること。また設置機器類等は、耐震計算書を提出し、それに適合するアンカーボルトを使用し、引抜試験（既設ボルト含む）を実施すること。 23 主要な弁類には、使用用途を記したプラスチックの用途札を取付けること。 また弁類の前後等適当な箇所にフランジ継手又はユニオンを挿入し、取外しを容易にすること。 24 給水等に使用する器具・バルブ類は鉛レス対策品とする。軽量間仕切内の水栓接続は座付継手とする。 25 給水の屋外埋設深さはGL-600を標準とする。 26 屋外埋設管には、埋設表示標を監督員の指示により取付けること。 27 埋設ステンレス管は継手共SUS316を使用すること。 28 水道局直結部分・その他指定する部分の弁類はJIS-10Kとする。 29 配管に使用するボルトナット及びフランジアングル類は亜鉛メッキ以上の物を使用すること。 30 ただし、屋外やビット内に使用する支持金物類はステンレス製の物を使用すること。 31 土間下埋設配管は沈下防止の為、それぞれの管種に応じた天井配管と同ピッチで土間配筋より吊ること。 32 排水勾配は屋内1/50、屋外1/100を標準とする。 33 本図中に無い既設配管及び設備に於いては、支障無きよう接続又は布設替えを行うこと。 34 天井内の弁類、通気弁、FJ、FD等取付箇所には必要に応じて点検口を設置すること。（建築工事） 35 通気口離隔距離は、最上階建物部より有効600mm以上、水平離隔距離300mm以上とすること。 36 床上掃除口はツバ付化粧型VP用とする。 37 衛生器具陶器の色は標準色同等価格とし、監督員と協議の上決定する。 38 ダクト（ステンレス製除く）については、切断面の防錆処置を講じること。 39 紙巻器裏の補強（当板）を行うこと。 40 衛生器具等撤去の穴埋補修は本工事内で行う。 41 床、壁等コア抜きする際は鉄筋探査を必ず行い結果を書面にて報告すること。 また、コア抜き場所を図面上で確認し、建築・電気業者と必ず相談の上実施すること。 万一破損した場合は速やかに監督員へ報告し、受注者の負担で早急に原状復旧すること。 42 和風便器設置は全アスファルト巻きパット仕上げとする。 43 給水管は気密試験、排水管は満水試験を各フロア及び全体を実施すること。 44 工事写真データ等は紛失に備え、記憶媒体への定期的なバックアップを2重に行うこと。 45 配管配線工事に伴う既存壁等のコア抜きはダイヤモンドカッターを使用すること。 46 冷媒管口径については参考の為、使用メーカーに対応出来る仕様とする。 47 文字標識等は監督員と打ち合せの上表示する。 48 材料の加工等は出来る限り建物外で行うこと。 49 機器類搬出入経路及び設置工事範囲は、養生を行うこと。 50 配管ルートは設計図面を基本とし、現地調査の結果を持って監督員と協議すること。 51 設備配管に伴う既存壁等のはつり補修は、本工事施工のこと。（仕上げ補修共） 52 屋内配管の支持は全て上階コンクリートスラブ等より行うこと。 天井下地には支持しないこと。 53 配管支持間隔は冷媒管2m以下、ドレン管1m以下とする。（一般吊り棒鋼使用） 54 機器までの吊り長さが4.0mを超える場合は、振れ止めを行うこと。 55 室内機設置については、吊元の新旧にかかわらず、室内機1台当たり最低1箇所のアンカー引張試験を行い、試験報告書及び実施写真を提出すること。 56 屋内配管ルート上及びエアコン室内機（壁掛型を除く）部分の天井は本工事にて取外、再取付すること。</p>																				
<p>C 優先順位</p>	<p>1 法令、政令、規則等の定め、及び指導 2 質問回答書 3 特記仕様書 4 設計図 5 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書』（機械設備工事編）（最新版） 6 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修『公共建築工事設備工事標準図』（機械設備工事編）（最新版）</p>																						
<p>D 工事範囲</p>	<p>設計図書及び工事契約書による</p>																						
<p>E 一般事項</p>	<p>1 本工事は全て、図面・本仕様書及び、共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書』・国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修『公共建築工事設備工事標準図』（機械設備工事編））に基づき、諸官庁関係法規に準拠して施工する。 2 本工事に於て、図面・特記仕様書に疑義が生じた場合及び、それに明記なきものでも技術上・維持管理上当然必要なものは、監督員と協議の上誠実に施工するものとする。但し、その費用は受注者負担とする。 3 本設計図は工事概要を示すものであるから、受注者は充分なる理解の上、工事の着工に先立ち標準仕様書に基づき、工程表・施工計画書・その他を提出し、監督員の承諾を得ること。 4 本工事受注者は工期内に工事を完成させ、同時に完成書類一式を提出し、検査を受けなければならない。また、工事写真については、電子納品とすること。 5 本工事に伴う関係諸官庁等への申請及び手続きは延滞なく行うこと。それに伴う費用は本工事に含む。 6 本工事は、工事完成引き渡し後でも施工方法、器具類の不良に起因する事故に対しては責任を持って修復しなければならない。 7 工事写真・施工図・竣工図は、電子納品とする。（但し、完成図書の写真はダイジェスト版を添付のこと。） 8 維持管理面を十分考慮し施工に当たること。 9 受注者は、工事実績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認お願い」を作成し監督員の確認（機関印または監督員の記名・押印及び電子メールアドレスを記入）を受けたうえ、（財）日本建設情報総合センターに登録申請するとともに、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。（請負金額500万円以上の工事）提出の期限は、以下のとおりとする。 1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）とする。 2) 完成時登録データの提出期限は、業務完成後10日以内とする。 3) 業務履行中に、受注時登録データの内容のうち、「工期」または「現場代理人」または「監理・主任技術者」に変更があった場合は、変更があった日から10日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）に変更データを登録申請しなければならない。工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。 4) 訂正時は、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 10 受注者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。（請負金額100万円以上の工事）（以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出はH30センサスに対応していないため不可） 工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体（CD、DVD等）により監督員に提出するものとする。 なお、入力した電子データは自社で1年間保管するものとする。 ※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること。 URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm</p> <p>1 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 2 工事写真については 1) 電子媒体により納品すること。 2) 納品時には、正副1部ずつを納品すること。 3) 使用する媒体は、CD-Rとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、DVD-Rの使用も可とする。 4) 電子媒体に対して必ずウイルスチェックを行うこと。 （ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるように最新のデータに更新したものを利用すること。） 5) 電子媒体には以下の情報を明記すること。 A、工事名称 B、工事場所 C、契約番号 D、発注者担当部署名称 E、受注者名称 F、作成年月 G、何枚目／総枚数 H、ウイルスチェックに関する情報 I、CD-Rフォーマット形式 J、電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。 ・電子納品される写真データは、PDF形式、エクセル等で編集したもので、従来の印刷物写真と同様な確認ができるものとする。 ・写真データは、工種種別、撮影項目毎に分類し、工事の進捗に合わせて編集し、容易に確認できるファイル名・フォルダ名を付けて整理すること。 ・工事写真の検査は、電子データで検査することを原則とするが、印刷物または電子データと併用で検査すること も可能とし、その範囲は受発注者との協議による。 ・検査に使用する機器の準備と操作は、受注者が行うことを原則とする。 ・やむを得ない理由により、電子納品できない場合は、受発注者との協議により、従来の印刷物による納品も可とする。 ・ここに定めなきことは、受発注者との協議により決定する。</p> <p>3 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 4 学校側の運営に影響が出ないよう施工箇所については、夏休み期間中（7月21日～8月23日）に施工を行い、8月23日までに現場完了検査を受け、8月24日には使用可能な状態とすること。8月24日は、サマーテスト実施日。工事着手に際しては、別途工事（建築・電気工事）と十分に調整を図ること。</p>																						
<p>F 特記事項</p>	<p>1 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除 1) 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合はその旨を直ちに発注者に報告すると共に、所轄の警察署に届け出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 2) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに発注者と協議すること。</p>																						
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>教育部 教育総室 教育施設課</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>承認</th> <th>設計</th> <th>担当</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	承認	設計	担当						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">縮尺</th> <th rowspan="2">工事名称</th> <th rowspan="2">上条中学校校舎トイレリニューアルⅡ期（機械設備）工事</th> <th rowspan="2">M-02 No.</th> </tr> <tr> <th colspan="2">NO SCALE</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">設計年月日</td> <td colspan="2">図面名称</td> <td>特記仕様書（1）</td> </tr> </tbody> </table>	縮尺		工事名称	上条中学校校舎トイレリニューアルⅡ期（機械設備）工事	M-02 No.	NO SCALE		設計年月日		図面名称		特記仕様書（1）
承認	設計	担当																					
縮尺		工事名称	上条中学校校舎トイレリニューアルⅡ期（機械設備）工事	M-02 No.																			
NO SCALE																							
設計年月日		図面名称		特記仕様書（1）																			

F 特記事項	57 ドレン管はVP管とし、ジャバラホースは絶対に使用しないこと。
	58 ドレン管は適正な勾配が確保できる場合は、冷媒管化粧ケース内に納めても良い。(保温はいんぺい仕様にて施工)
	59 冷媒管のろう付け及び溶接作業は、酸化防止措置として、配管内に不活性ガスを通しながら行うこと。
	60 冷媒管はテッ素ガス又は乾燥空気にて気密試験を行い、結果を報告書として写真添付の上提出すること。
	61 試験圧力は製造者の設計圧力以上(4MPa程度)とし、24時間放置し漏れのないことを確認し、真空引きを行うこと。
	62 室内機・リモコンの位置は、施設管理者等に確認の上決定とする。
	63 リモコン配線の露出立下り部分は、メタルモール内に納める。
	64 室内機は工事完了後試運転調整を行い、良好な冷暖房運転(吹出温度、異音の有無等)を確認後引渡しとする。
	65 工事完了後に必要のなくなる機器等は、本工事の範囲内で撤去処分すること。
	66 室外機は、転倒防止を行うこと。
67 特に指示なき場合は既設配管・電源線・コンクリート製スライドラールブロック等は再使用する。	
68 保温・防露仕様	
給水管	地中・コンクリート内 : 粘着テープ(1/2重ね)2回巻き 但しHIVP、VD管・VS管は除く。 床下ビット内 : ホリスレンフォーム保温筒(20mm) + 粘着テープ + ホリエレンフィルム + 着色アルミガラスクロス 天井内・PS内 : アルミガラスクロス化粧ホリスレンフォーム保温筒(20mm) + アルミガラスクロス粘着テープ 屋内ライニング内 : ワンタッチ保温筒(10mm) 屋内露出部 : ホリスレンフォーム保温筒(20mm) + 粘着テープ + 合成樹脂カバー 屋外露出部 : ホリスレンフォーム保温筒(20mm) + 粘着テープ + ホリエレンフィルム + ステンレス鋼板 土間埋設部 : ワンタッチ保温筒(10mm)
排水管	地中・コンクリート内 : 不要(硬質塩化ビニル管) ビット内 : 不要(硬質塩化ビニル管) 隠蔽部 : 不要(耐火二層管) 屋外露出部 : 不要(硬質塩化ビニル管)
通気管	屋内外露出部 : 調合ペイント2回塗りもしくはカラーVP
スパイラルダクト	アルミガラスクロス化粧ガラスウール保温筒(25mm) + アルミガラスクロス粘着テープ
冷媒管	冷媒管保温施工仕様参照
ドレン管	隠蔽部 : 保温付VP管 屋内露出部 : 保温付VP管 屋外露出部 : 調合ペイント2回塗りもしくはカラーVP
※その他は標準仕様書による。	
※凍結防止ヒーター巻き部はグラスウール保温とする。	

G メーカー指定	1 主要機器材料は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修設備機材等評価名簿(最新版)による。 2 配管・継手類 JWWA及びJIS規格メーカー 衛生器具類 TOTO LIXIL 弁類 キッツ 東洋バルブ 日邦バルブ 尚メーカーリスト及び承諾書を提出し、監督員の承諾を得ること。
----------	---

H 工事概要	1 衛生器具設備工事 ① 図示の位置に器具表に記載の器具を設置する。 2 給水設備工事 ① 図示の位置に新設の配管を行う。 3 排水設備工事 ① 図示の位置に新設の配管を行う。 4 換気設備工事 ① 図示の位置に機器表に記載の機器を設置する。 5 撤去工事 ① 既存衛生器具、既存換気設備機器、既存給排水管・保温材を撤去する。
--------	--

凡例	<table border="0"> <tr> <td>給水管</td> <td>— — — — — S U</td> <td>ステンレス鋼管</td> <td>JIS-G-3448</td> <td>拡管式</td> <td>SUS316</td> <td>屋内地中部分</td> </tr> <tr> <td>給水管</td> <td>— — — — — S U</td> <td>ステンレス鋼管</td> <td>JIS-G-3448</td> <td>拡管式</td> <td>SUS304</td> <td>地中以外の部分</td> </tr> <tr> <td>排水管</td> <td>— — — — — V P</td> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>JIS-K-6741 (VP)</td> <td></td> <td></td> <td>ビット・地中部分</td> </tr> <tr> <td>排水管</td> <td>— — — — — T M P</td> <td>耐火二層管</td> <td>(内管VP)</td> <td></td> <td></td> <td>上記以外</td> </tr> <tr> <td>通気管</td> <td>— — — — — V P</td> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>JIS-K-6741 (VP)</td> <td></td> <td></td> <td>ビット・地中部分</td> </tr> <tr> <td>ガス管</td> <td>— — — — — G A</td> <td>ガス用ポリエチレン管</td> <td>JIS-K-6774 (PE)</td> <td></td> <td></td> <td>屋内地中部分</td> </tr> <tr> <td>ガス管</td> <td>— — — — — G A</td> <td>ポリエチレン被覆鋼管</td> <td>JIS-G-3469 (PLP)</td> <td></td> <td></td> <td>上記以外</td> </tr> <tr> <td>給湯管</td> <td>— — — — — S U</td> <td>ステンレス鋼管</td> <td>JIS-G-3448</td> <td>拡管式</td> <td>SUS304</td> <td>地中以外の部分</td> </tr> <tr> <td>消火管</td> <td>— — — — — X S U</td> <td>ステンレス鋼管</td> <td>JIS-G-3448</td> <td>拡管式</td> <td>SUS316</td> <td>屋内地中部分</td> </tr> <tr> <td>消火管</td> <td>— — — — — X S U</td> <td>ステンレス鋼管</td> <td>JIS-G-3448</td> <td>拡管式</td> <td>SUS304</td> <td>地中以外の部分</td> </tr> </table> <p>※各図面での実線は新設、点線は既存管を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> </div>	給水管	— — — — — S U	ステンレス鋼管	JIS-G-3448	拡管式	SUS316	屋内地中部分	給水管	— — — — — S U	ステンレス鋼管	JIS-G-3448	拡管式	SUS304	地中以外の部分	排水管	— — — — — V P	硬質塩化ビニル管	JIS-K-6741 (VP)			ビット・地中部分	排水管	— — — — — T M P	耐火二層管	(内管VP)			上記以外	通気管	— — — — — V P	硬質塩化ビニル管	JIS-K-6741 (VP)			ビット・地中部分	ガス管	— — — — — G A	ガス用ポリエチレン管	JIS-K-6774 (PE)			屋内地中部分	ガス管	— — — — — G A	ポリエチレン被覆鋼管	JIS-G-3469 (PLP)			上記以外	給湯管	— — — — — S U	ステンレス鋼管	JIS-G-3448	拡管式	SUS304	地中以外の部分	消火管	— — — — — X S U	ステンレス鋼管	JIS-G-3448	拡管式	SUS316	屋内地中部分	消火管	— — — — — X S U	ステンレス鋼管	JIS-G-3448	拡管式	SUS304	地中以外の部分
給水管	— — — — — S U	ステンレス鋼管	JIS-G-3448	拡管式	SUS316	屋内地中部分																																																																	
給水管	— — — — — S U	ステンレス鋼管	JIS-G-3448	拡管式	SUS304	地中以外の部分																																																																	
排水管	— — — — — V P	硬質塩化ビニル管	JIS-K-6741 (VP)			ビット・地中部分																																																																	
排水管	— — — — — T M P	耐火二層管	(内管VP)			上記以外																																																																	
通気管	— — — — — V P	硬質塩化ビニル管	JIS-K-6741 (VP)			ビット・地中部分																																																																	
ガス管	— — — — — G A	ガス用ポリエチレン管	JIS-K-6774 (PE)			屋内地中部分																																																																	
ガス管	— — — — — G A	ポリエチレン被覆鋼管	JIS-G-3469 (PLP)			上記以外																																																																	
給湯管	— — — — — S U	ステンレス鋼管	JIS-G-3448	拡管式	SUS304	地中以外の部分																																																																	
消火管	— — — — — X S U	ステンレス鋼管	JIS-G-3448	拡管式	SUS316	屋内地中部分																																																																	
消火管	— — — — — X S U	ステンレス鋼管	JIS-G-3448	拡管式	SUS304	地中以外の部分																																																																	

冷媒管保温施工仕様		
施工箇所	保温の種別	施工例
天井内、PS内 屋外ラッキング内 その他いんぺい部	1. 架橋ポリエチレンフォーム保温筒 2. ビニールテープ	
屋内露出部	1. 架橋ポリエチレンフォーム保温筒 2. 塩ビ樹脂製保温化粧ケース (必要箇所をビス止め)	
屋外露出部	1. 架橋ポリエチレンフォーム保温筒 2. ※塩ビ樹脂製保温化粧ケース(浮かし工法) (必要箇所をビス止め) 3. シーリング ※1 塩ビ樹脂製保温化粧ケース又はステンレス鋼板製カバー	
○冷媒管保温厚はガス管20mm、液管10mmとする		
○制御ケーブルは保温筒へ鉄線等で固定する事(ピッチ2M)		

衛生器具表

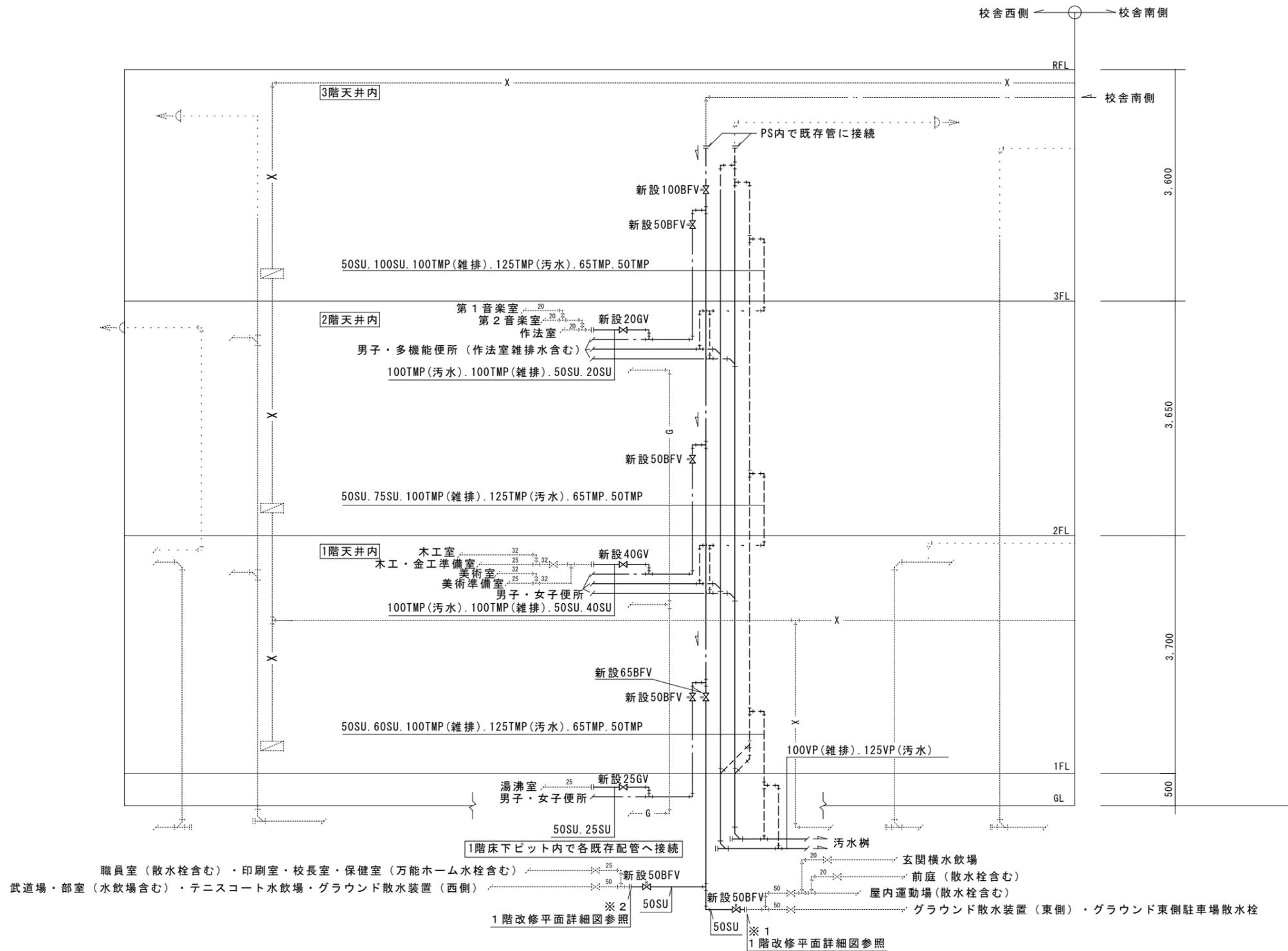
名称	仕様	TOTO (参考型番)	LIXIL (参考型番)	電源	合計	1F		2F		3F	
						職員男子便所	職員女子便所	男子便所	女子便所	男子便所	多機能便所
洋風便器	フラッシュタンク式 (床給水・床排水) ・温水洗浄便座・紙巻器	CFS498BY HP430-7 TCF587 YH650	BC-P110H DQ-PA150CH CW-PB21-NE CF-AA64 CF-020-SET	AC100V 314W	3	1	2				
洋風便器	フラッシュタンク式 (床給水・床排水) ・暖房便座・紙巻器	CFS498BY HP430-7 TCF116 YH650	BC-P110H DQ-PA150CH CF-18ALP CF-AA64	AC100V 52W	4			1	2	1	
洋風便器	フラッシュタンク式 (壁給水・床排水・掃除口付)	CFS498BYC HP430-7 TCF5514AUY YH650	BC-P110HM DQ-PA150CH CW-PA21QE-NEC CF-AA64 CF-020-SET	AC100V 314W	1						1
	温水洗浄便座 (蓋無し・タッチスイッチリモコン洗浄ユニット・擬音装置付) ・紙巻器										
小便器	自動洗浄フラッシュバルブ式 (壁掛・低リフ) ・壁給水・壁排水)	UFS900R	U-A51AP	AC100V 0.5W	6	2		2		2	
洗面器	壁掛洗面 (壁給水・壁排水) ・自動水栓・取付金具	L270C TLE28SS1A TLDP2105J TL220D	L-275AN AM-300CV1 LF-105PA SF-10E KF-30DN	AC100V 0.6W	5	1	1	1	1	1	
洗面器	壁掛洗面 (壁給水・壁排水) ・自動水栓 (ケ-スネック) ・取付金具	L270C TLE33SM3A TLDP2105J TL220D	L-275AN AM-311CV1 LF-105PA SF-10E KF-30DN	AC100V 0.6W	1						1
掃除用流し	ハック付流し (床給水・床排水) ・横水栓・止水栓・ハックハンガー・リムカバー	SK22A T23AEQ20C TN114 T9R HH04060×2 T37SGEP TK22	S-202A LF-7KEZ-19 SF-202 SF-10E SF-20SAF-P		2	1		1			
マルチシンク	シンク (床給水・床排水) ・立水栓・止水栓・ハックハンガー	SK510D T136AUN13CR TL220D TL4D1FU TK40S1	S-51ANC LF-14SP-U-13PK SF-10E LF-3SV412 LF-30SAL LF-6L		1						1
L型手すり	SUS製樹脂被覆タイプ・取付金具	T112CL10 T110D16×2 T110D34	KF-920AE70D12J AY-55FN×3		3	1	1				1
はね上げ式手すり	SUS製樹脂被覆タイプ・取付金具	T112HK7R T110D17S	KF-471EH70JU AY-68×4		1						1
小便器用手すり	SUS製樹脂被覆タイプ・取付金具	T112CU22 T110D15×4	KF-701AEJ KF-D16×4		1	1					
化粧鏡	450×600	YM4560A	KF-4560		6	1	1	1	1	1	1
擬音装置	乾電池式	YES400DR	KS-622		4			1	2	1	

換気設備機器表

シンボル	名称	仕様	三菱 (参考型番)	電源	合計	1F		2F		3F	
						職員男子便所	職員女子便所	男子便所	女子便所	男子便所	多機能便所
V F - 1	天井換気扇	低騒音形 風量：230m3/h 静圧：20Pa 丸形フード100φ (SUS製・ギャリリ・防虫網付)、天吊金具共	VD-17ZSC13 P-13FSQ5 P-04TK	1φ-100V 26W	5	1	1	1	1	1	
V F - 2	天井換気扇	低騒音形 風量：150m3/h 静圧：58Pa 丸形フード100φ (SUS製・ギャリリ・防虫網付)、天吊金具共	VD-15ZPC13 P-13FSQ5 P-04TK	1φ-100V 20W	1						1

衛生器具撤去表

名称	仕様	合計	1F		2F		3F	
			職員男子便所	職員女子便所	男子便所	女子便所	男子便所	女子便所
和風便器	フラッシュバルブ式	2	1		1			
洋風便器	フラッシュバルブ式	4	1	1	1	1		
洋風便器	ロータンク式	2				1	1	
小便器		6	2		2	2		
洗面器		6	1	1	1	1	1	
掃除用流し		5	1	1	1	1	1	
小便器仕切板		3	1		1	1		
手すり	L型	1					1	
手すり	はね上げ式	1					1	
紙巻器		8	1	2	1	2	1	
化粧鏡		5	1	1	1	1	1	
換気扇	天井埋込形	6	1	1	1	1	1	



特記事項

実線の配管は新設、点線の配管は既存管再使用を示す。
 工事中は3階PS内から床下ピット内の※1、※2に給水できるように、仮設給水管を設置すること。

特記事項

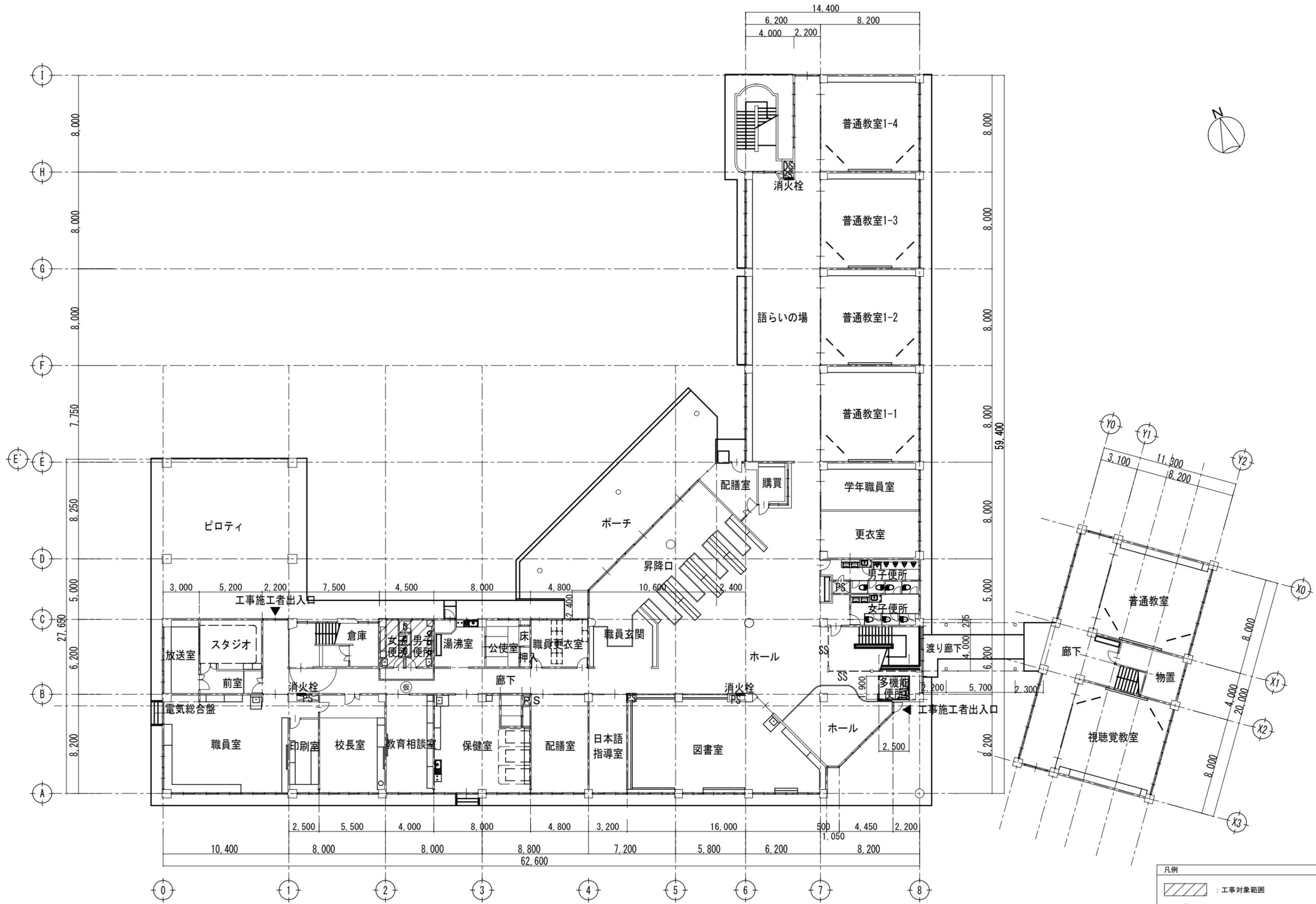
教育部 教育総室 教育施設課

承認設計担当

縮尺
NO SCALE
設計年月日

工事名称 上条中学校校舎トイレリニューアルⅡ期(機械設備)工事
 図面名称 系統図

M-05
No.



1階平面図 S=1/300

凡例
 [斜線記号] : 工事対象範囲
 (仮) : 仮設間仕切り (単管下地防音シート二重貼り)

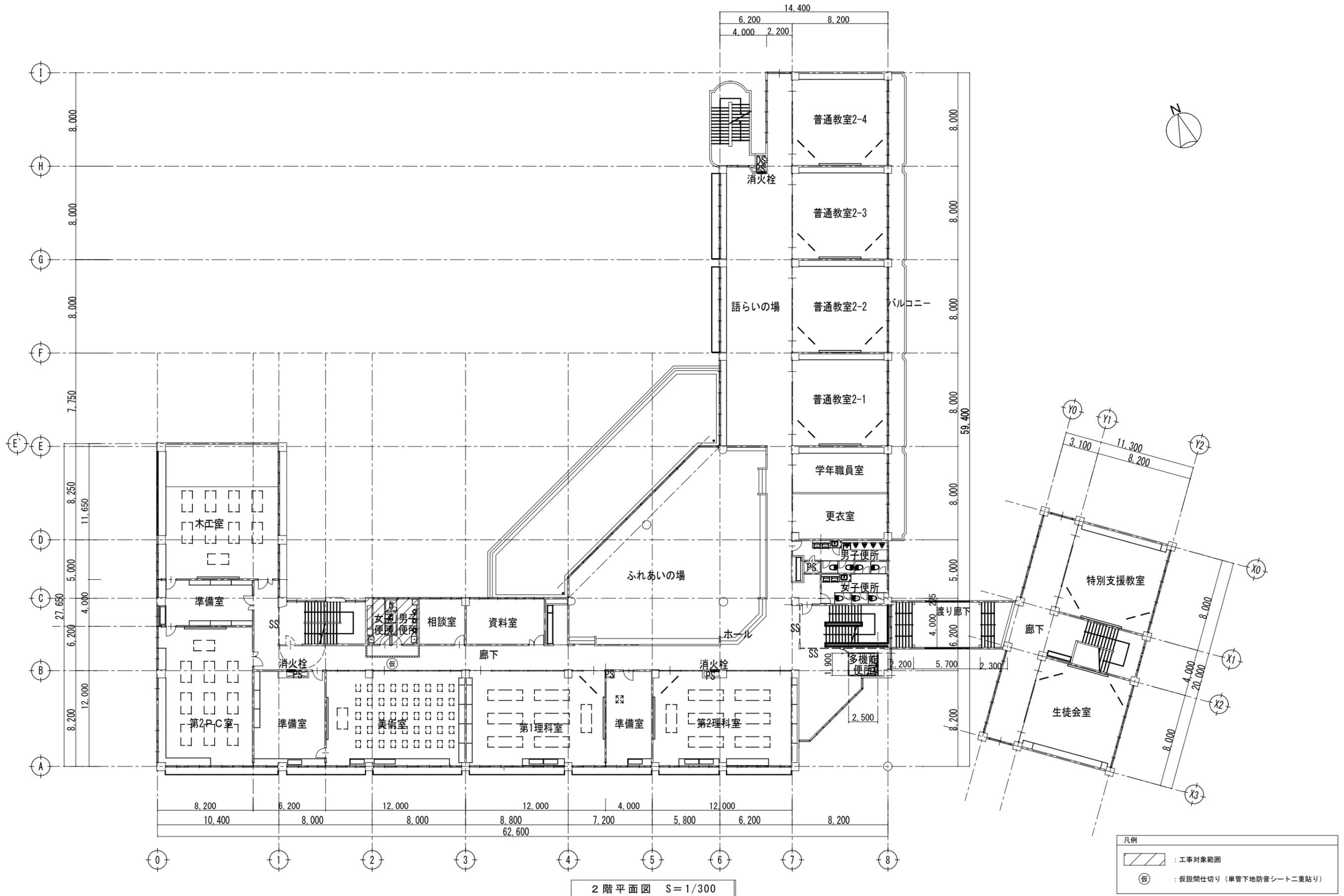
教育部 教育総室 教育施設課

承認	設計	担当

縮尺
 1/300
 設計年月日

工事名称 上条中学校校舎トイレリニューアルⅡ期(機械設備)工事
 図面名称 1階平面図

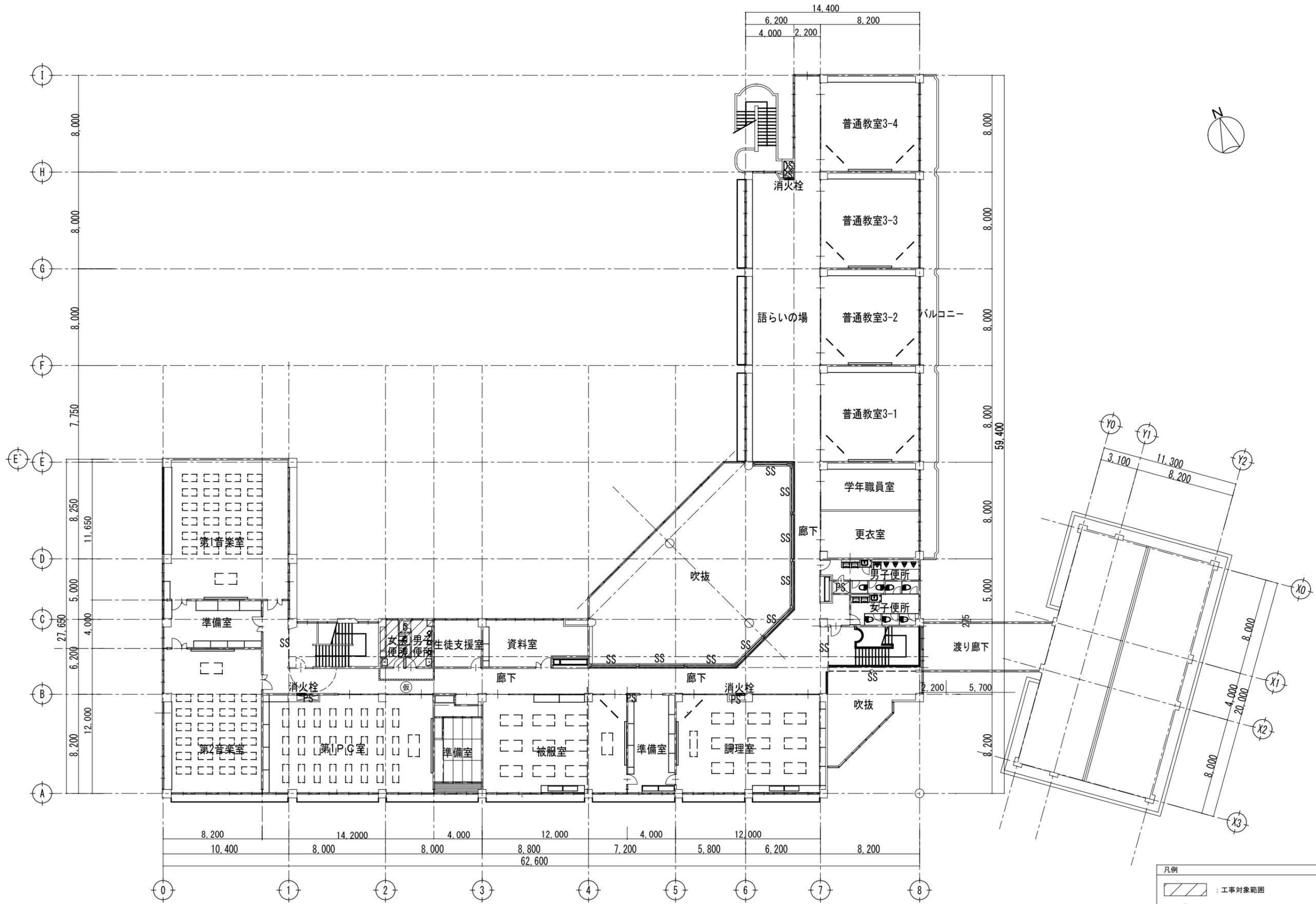
M-06
 No.



2階平面図 S=1/300

凡例
 [斜線] : 工事対象範囲
 (仮) : 仮設間仕切り (単管下地防音シート二重貼り)

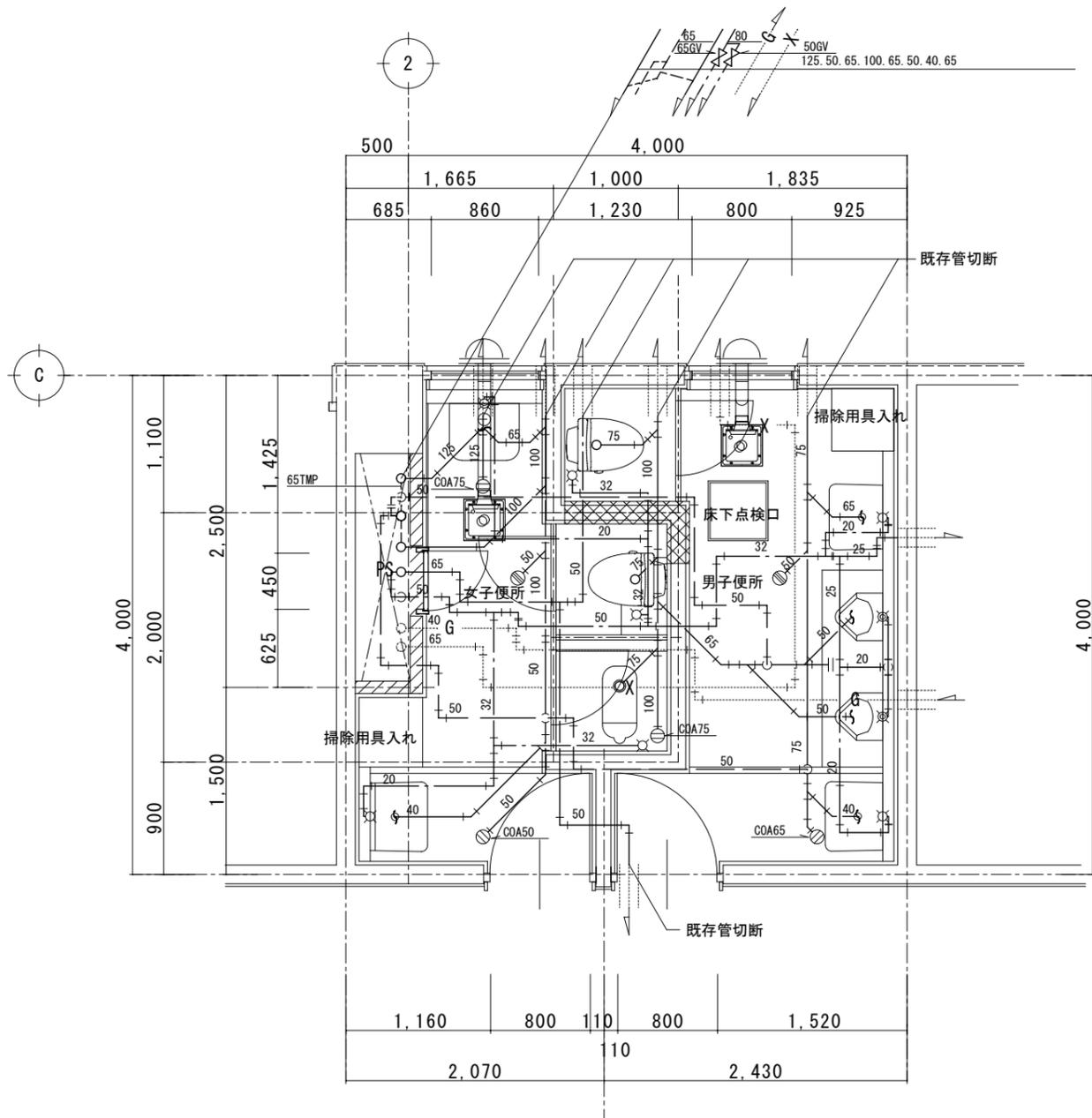
教育部 教育総室 教育施設課	承認	設計	担当	縮尺	工事名称 上条中学校校舎トイレリニューアルⅡ期(機械設備)工事 図面名称 2階平面図	M-07 No.
				1/300 設計年月日		



3階平面図 S=1/300

凡例	
	: 工事対象範囲
	: 仮設間仕切り (単管下地防音シート二重貼り)

教育部 教育総室 教育施設課	承認	設計	担当	縮尺	工事名称 上条中学校校舎トイレリニューアルⅡ期(機械設備)工事 図面名称 3階平面図	M-08 No.
				1/300 設計年月日		



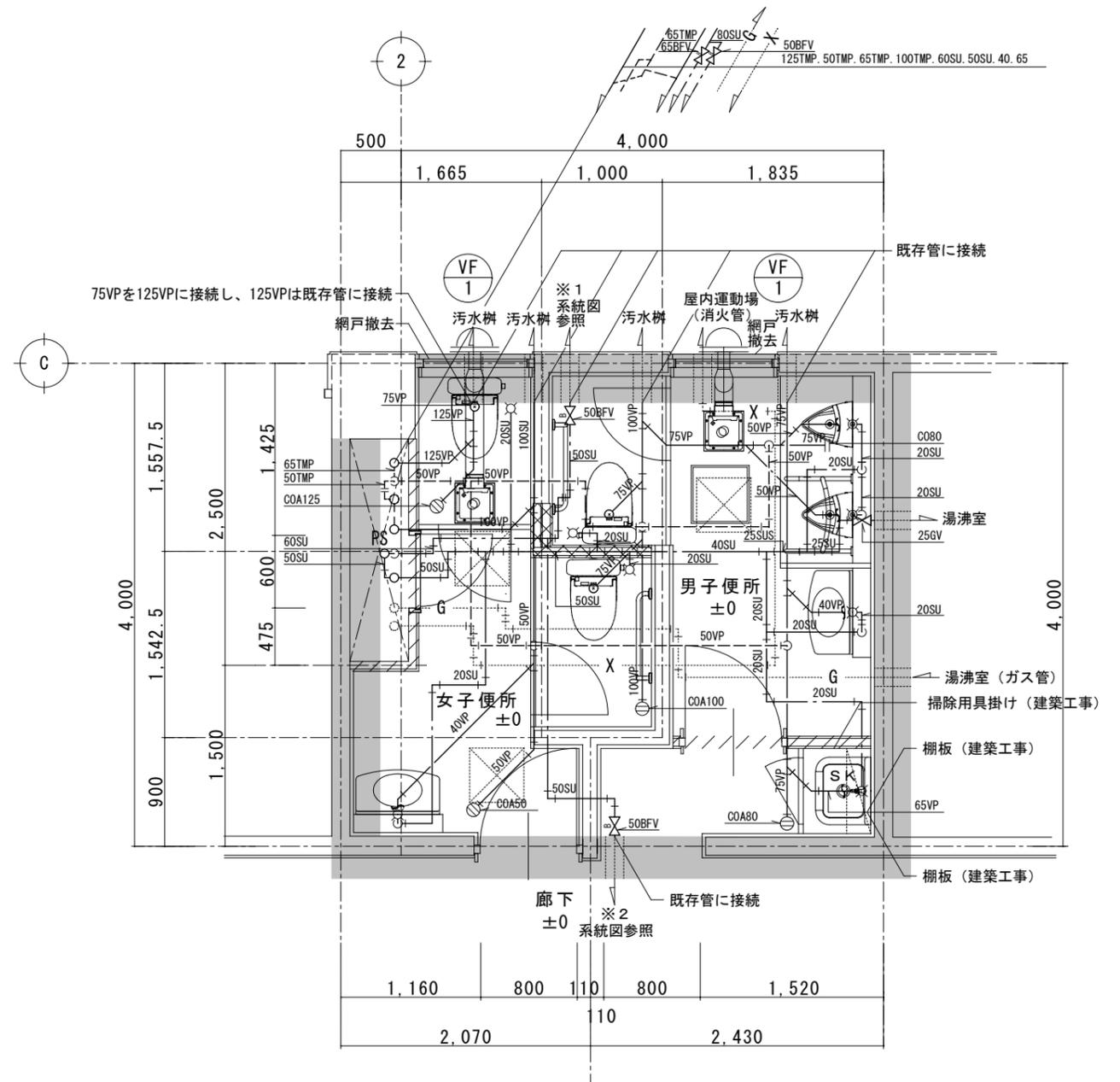
既存1階便所平面詳細図 S=1/50

特記事項

和便器はハツリ後、差筋アンカー施工し、モルタルにて補修を行う。
 既存配管立上部（床部分）はモルタルにて補修を行う。
 既存配管、衛生器具、天井換気扇はすべて撤去する。但し、消火管、ガス管は除く。

-  CB壁撤去（建築工事）
-  RC壁撤去（建築工事）

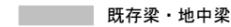
※ 衛生設備機器撤去は機械設備工事

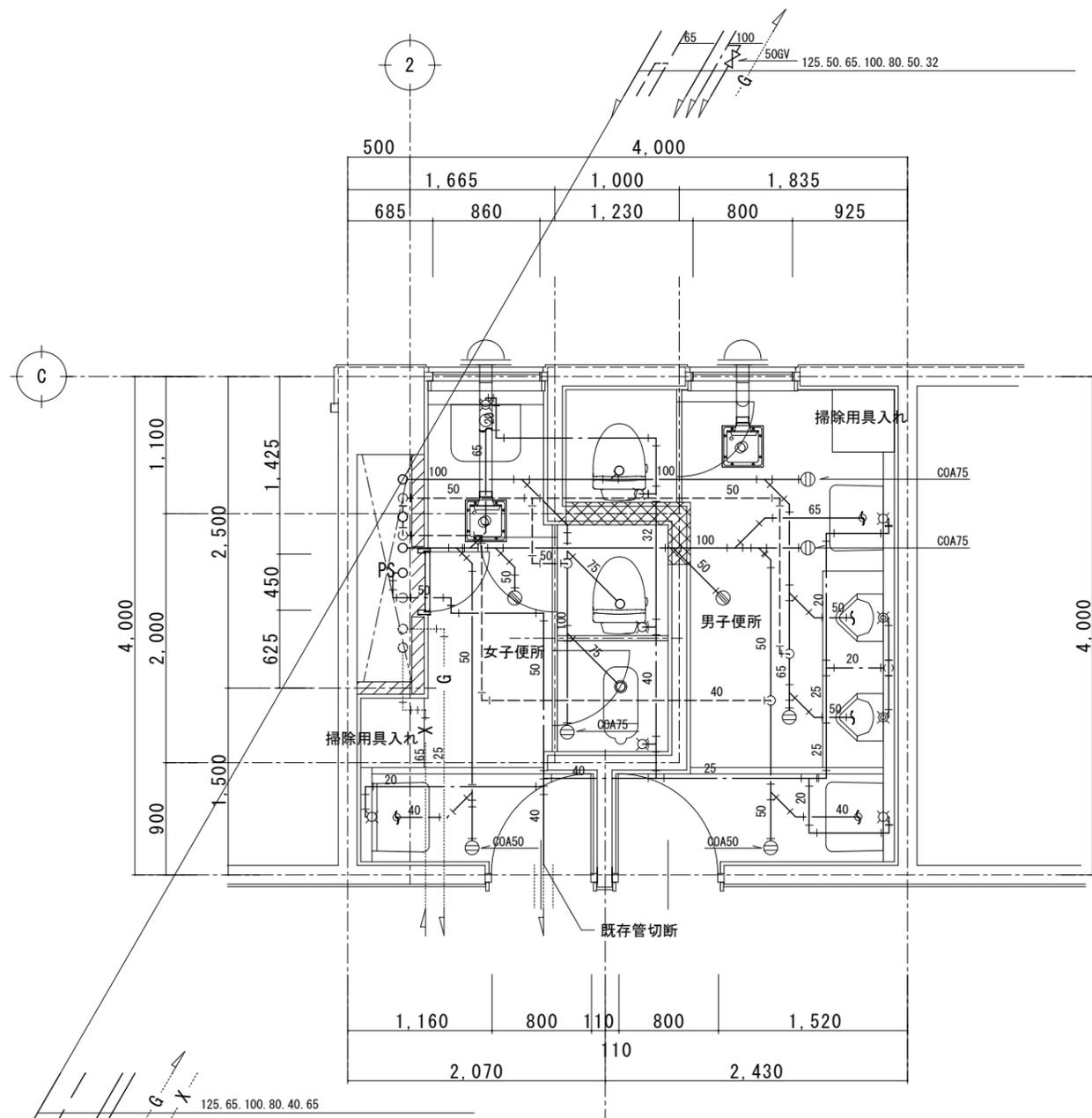


改修1階便所平面詳細図 S=1/50

特記事項

新規器具設置に伴う配管の立上部分はコア抜き又は、既存穴流用とする。
 コア抜きは事前に鉄筋探査を行い、鉄筋のない箇所に実施すること。
 梁を貫通する配管は既存スリーブ穴を再使用とする。
 1階床下ピット内及び天井内既存配管接続位置は参考とし、現場にて確認の上、施工のこと。
 実線の配管は新設、点線の配管は既存管再使用を示す。

-  新設壁（ガラスなし）（建築工事）
-  新設壁（ガラス+50充填）（建築工事）
-  既存梁・地中梁
-  新設天井点検口（建築工事）
-  新設床下点検口（建築工事）



既存2階便所平面詳細図 S=1/50

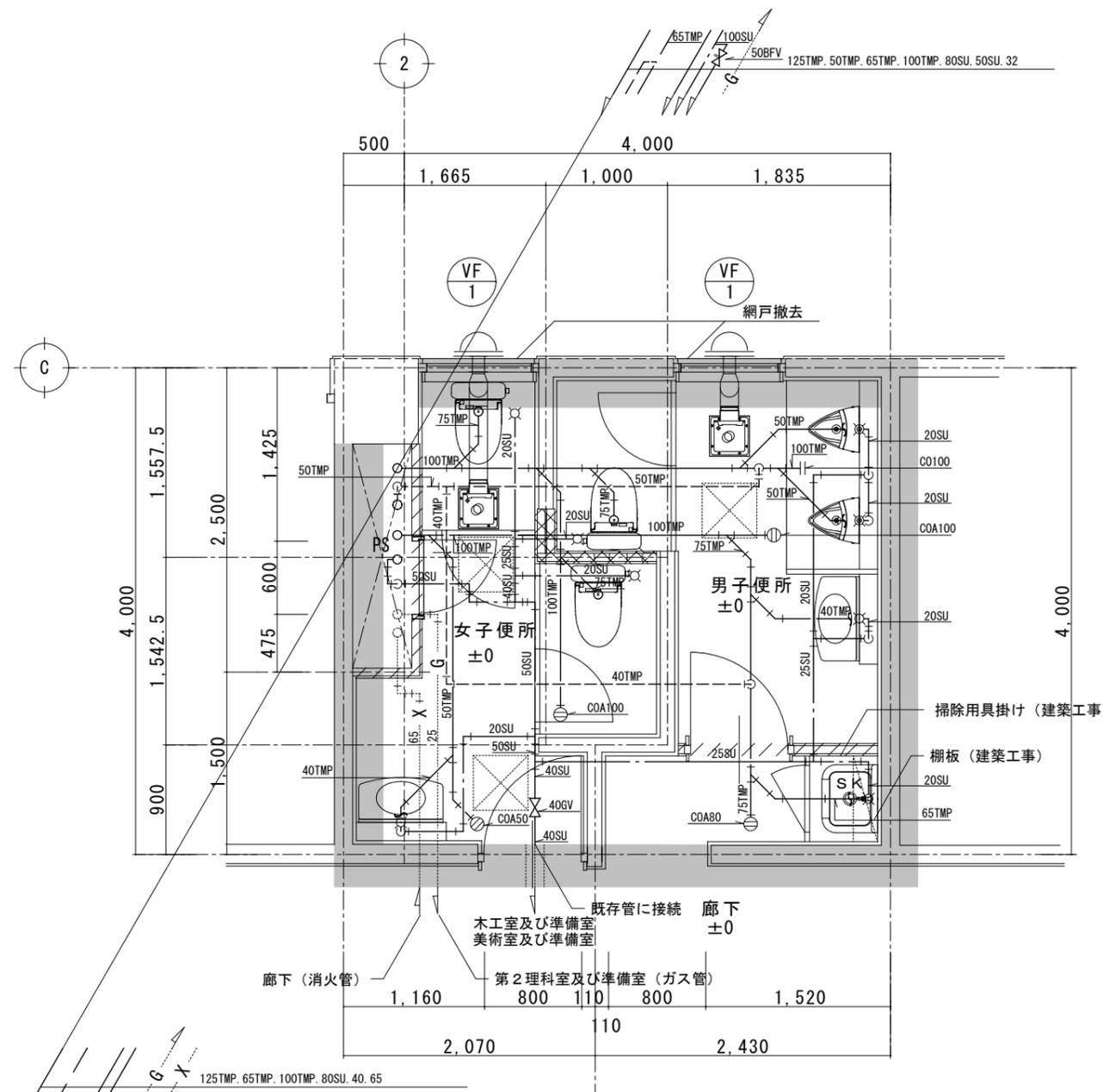
特記事項

和便器はハツリ後、差筋アンカー施工し、モルタルにて補修を行う。
 既存配管立上部（床部分）はモルタルにて補修を行う。
 既存配管、衛生器具、天井換気扇はすべて撤去する。但し、消火管、ガス管は除く。

 CB壁撤去（建築工事）

 RC壁撤去（建築工事）

※ 衛生設備機器撤去は機械設備工事



改修2階便所平面詳細図 S=1/50

特記事項

新規器具設置に伴う配管の立上部分はコア抜き又は、既存穴流用とする。
 コア抜きは事前に鉄筋探査を行い、鉄筋のない箇所に実施すること。
 梁を貫通する配管は既存スリーブ穴を再使用とする。
 1階床下ピット内及び天井内既存配管接続位置は参考とし、現場にて確認の上、施工のこと。
 実線の配管は新設、点線の配管は既存管再使用を示す。

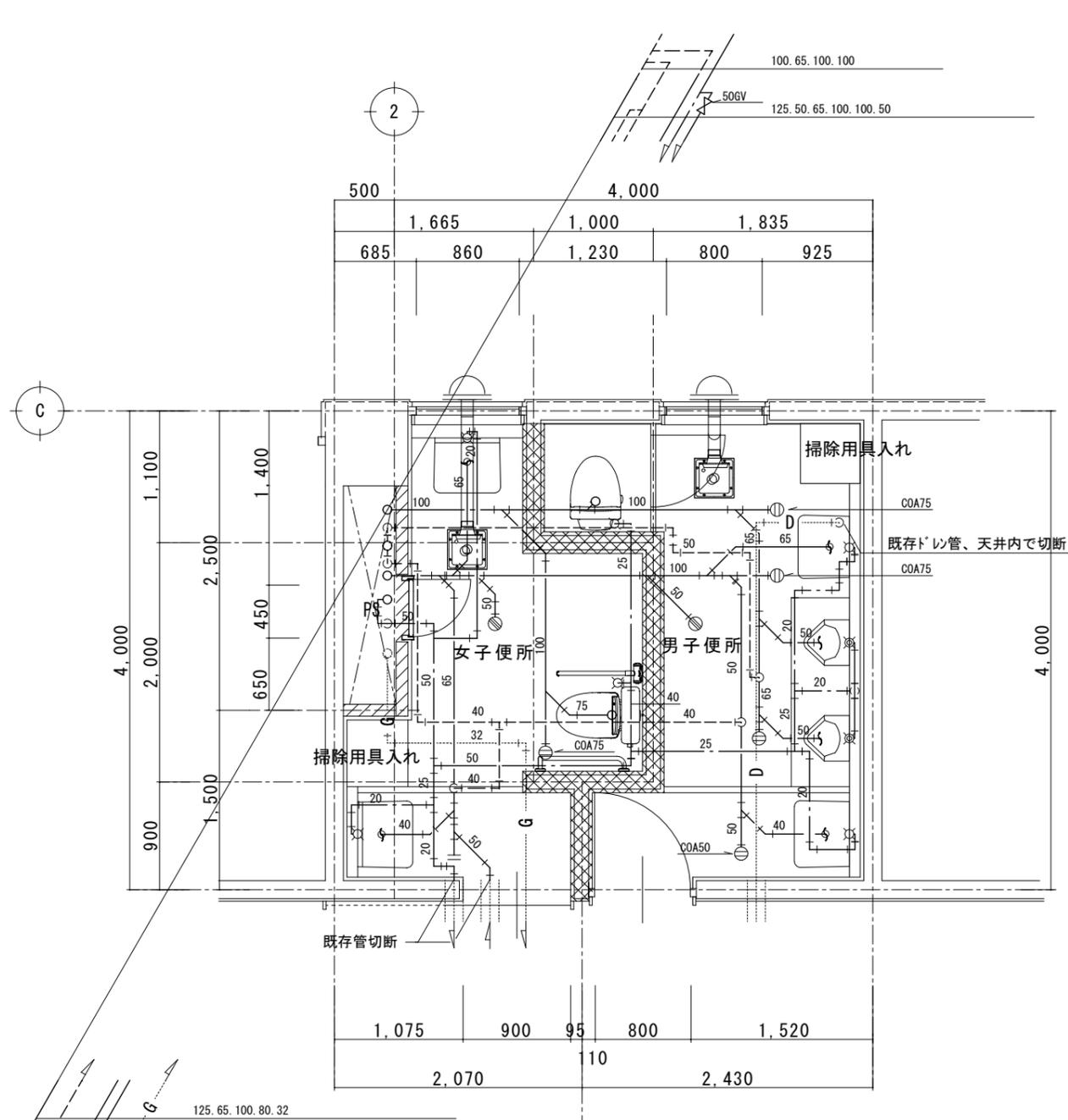
 新設壁（ガラスールなし）（建築工事）

 新設壁（ガラスールlt=50充填）（建築工事）

 既存梁・地中梁

 新設天井点検口（建築工事）

 新設床下点検口（建築工事）



既存3階便所平面詳細図 S=1/50

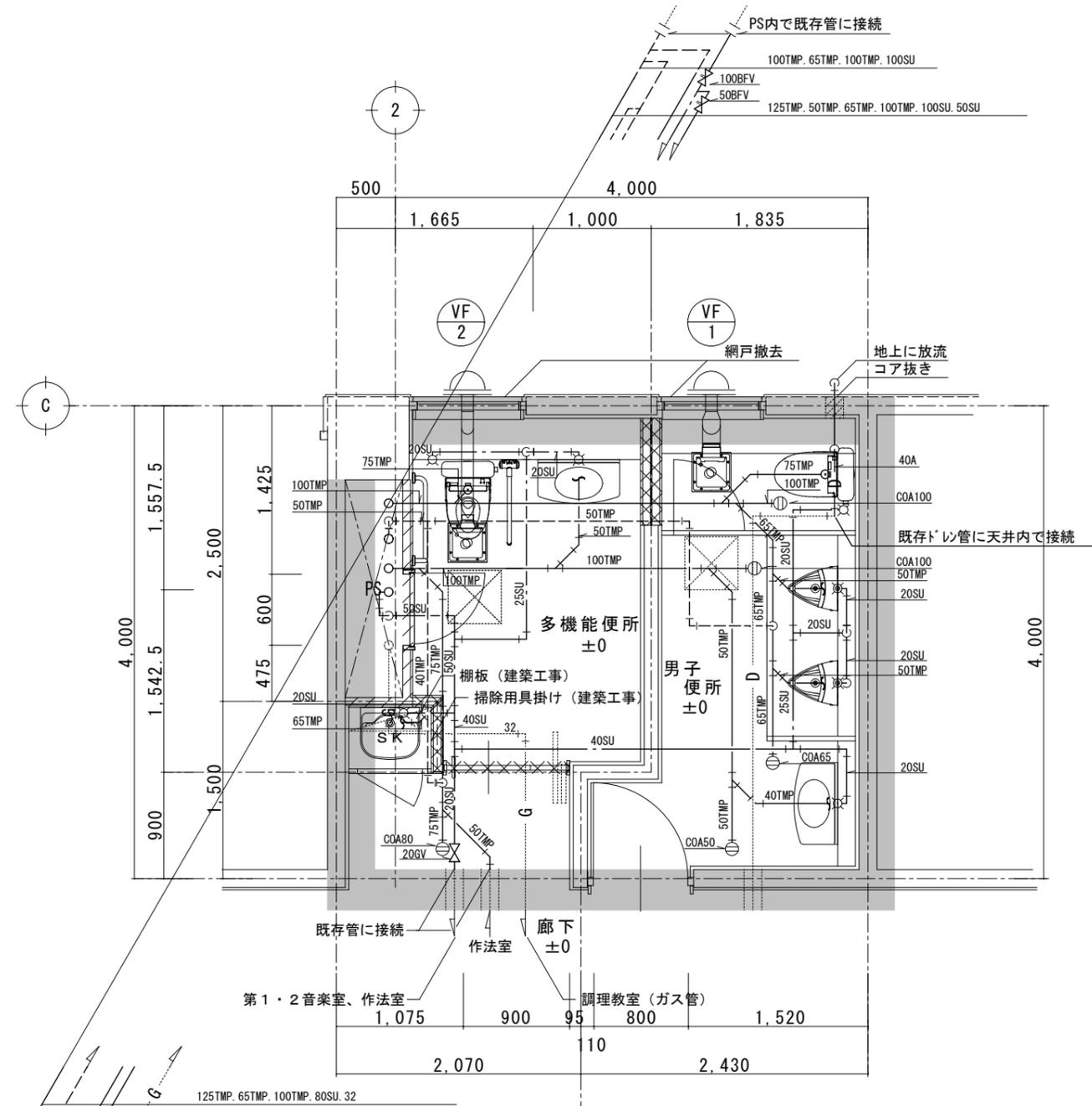
特記事項

和便器はハツリ後、差筋アンカー施工し、モルタルにて補修を行う。
 既存配管立上部（床部分）はモルタルにて補修を行う。
 既存配管、衛生器具、天井換気扇はすべて撤去する。但し、消火管、ガス管は除く。

CB壁撤去（建築工事）

RC壁撤去（建築工事）

※ 衛生設備機器撤去は機械設備工事



改修3階便所平面詳細図 S=1/50

特記事項

新規器具設置に伴う配管の立上部分はコア抜き又は、既存穴流用とする。
 コア抜きは事前に鉄筋探査を行い、鉄筋のない箇所に実施すること。
 梁を貫通する配管は既存スリーブ穴を再利用とする。
 1階床下ピット内及び天井内既存配管接続位置は参考とし、現場にて確認の上、施工のこと。
 実線の配管は新設、点線の配管は既存管再利用を示す。

新設壁（ガラスルなし）（建築工事）

新設壁（ガラスル=50充填）（建築工事）

既存梁・地中梁

新設天井点検口（建築工事）

新設床下点検口（建築工事）

工事区分表

番号	工事名	建築	電気	機械	別途	備考	番号	工事名	建築	電気	機械	別途	備考
1	電気設備及び機械設備の各種器具取付のための下地補強	○											
2	同上 墨出し 切込み		○	○									
3	各種電気設備機器撤去、取付け		○										
4	衛生器具類（手洗器・便器・他）給排水管類（換気扇含む）撤去			○									
5	給排水管・保温材（PS内・ビット内・天井内）撤去			○									
6	衛生器具類（手洗器・便器・他）新設			○									
7	給排水配管工事・保温工事（PS内・ビット内・天井内）新設			○									
8	設備用、吊り鉢及びインサート類の打込		○	○									
9	換気扇及びダクトの設置（バンドキャップ共）			○									
10	同上 取付けに伴う開口及び補強	○											
11	水栓及び排水金物の取付及び給排水管の接続			○									
12	ライニング及び一般甲板（設備用穴あけ及び補修共）	○											
13	衛生器具、配管撤去後の躯体穴埋め			○									
14	配管用溝はつり補修			○									
15	トイレ設備器具への電源供給及びコンセント取付		○										
16	竣工引き渡しまでの工事用電力・用水使用料	○	○	○									
17	廃棄物処分	○	○	○									
18	換気扇及びアルミパネル設置に伴う高所作業車設置			○									
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													